

報道発表資料の配付日時 6月3日(月) 15時00分

発表項目 (行事名)	野鳥の高病原性鳥インフルエンザ対応レベルの変更(対応レベル1に引き下げ)について																																					
記者レクチャー のお知らせ	(実施日時)	発表者																																				
		発表場所																																				
概要	<p>○ 環境省は、千葉県内で指定されていた「野鳥監視重点区域」について、6月1日24時に解除しました。</p> <p>これにより、国内に指定されていた野鳥監視重点区域が全て解除されたことから、環境省は、<u>本日(3日)</u>、「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル」に基づき、<u>野鳥サーベイランス(調査)における全国の対応レベルを「対応レベル1」に引き下げました</u>ので、お知らせします。</p> <p>〈道の今後の対応〉</p> <p>対応マニュアルに基づき、引き続き、各振興局で野鳥生息場所の監視、死亡野鳥等の調査などを実施します。</p>																																					
参考	○ 対応レベル等に応じた野鳥のサーベイランス																																					
	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">対応レベル等</th> <th rowspan="2">鳥類生息状況等調査</th> <th colspan="4">死亡野鳥等調査</th> </tr> <tr> <th>検査優先種1</th> <th>検査優先種2</th> <th>検査優先種3</th> <th>その他の種</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>対応レベル1 (通常時)</td> <td>情報収集監視</td> <td>1羽以上</td> <td>3羽以上</td> <td>5羽以上</td> <td>5羽以上</td> </tr> <tr> <td>対応レベル2 (国内単一箇所発生時)</td> <td>監視強化</td> <td>1羽以上</td> <td>2羽以上</td> <td>5羽以上</td> <td>5羽以上</td> </tr> <tr> <td>対応レベル3 (国内複数箇所発生時)</td> <td>監視強化</td> <td>1羽以上</td> <td>1羽以上</td> <td>3羽以上</td> <td>5羽以上</td> </tr> <tr> <td>野鳥監視重点区域</td> <td>状況調査監視強化</td> <td>1羽以上</td> <td>1羽以上</td> <td>3羽以上</td> <td>3羽以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>○ 令和5年(2023年)シーズン(令和5年10月～)における対応レベル推移</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和5年5月19日～10月10日 対応レベル1 令和5年10月11日～10月24日 対応レベル2 令和5年10月25日～令和6年5月28日 対応レベル3 令和6年5月29日～令和6年6月2日 対応レベル2 <u>令和6年6月3日～</u> <u>対応レベル1</u> 					対応レベル等	鳥類生息状況等調査	死亡野鳥等調査				検査優先種1	検査優先種2	検査優先種3	その他の種	対応レベル1 (通常時)	情報収集監視	1羽以上	3羽以上	5羽以上	5羽以上	対応レベル2 (国内単一箇所発生時)	監視強化	1羽以上	2羽以上	5羽以上	5羽以上	対応レベル3 (国内複数箇所発生時)	監視強化	1羽以上	1羽以上	3羽以上	5羽以上	野鳥監視重点区域	状況調査監視強化	1羽以上	1羽以上	3羽以上
対応レベル等	鳥類生息状況等調査	死亡野鳥等調査																																				
		検査優先種1	検査優先種2	検査優先種3	その他の種																																	
対応レベル1 (通常時)	情報収集監視	1羽以上	3羽以上	5羽以上	5羽以上																																	
対応レベル2 (国内単一箇所発生時)	監視強化	1羽以上	2羽以上	5羽以上	5羽以上																																	
対応レベル3 (国内複数箇所発生時)	監視強化	1羽以上	1羽以上	3羽以上	5羽以上																																	
野鳥監視重点区域	状況調査監視強化	1羽以上	1羽以上	3羽以上	3羽以上																																	
報道(取材)に当たってのお願い	<p>○ 死亡していたり、衰弱している鳥などの野生動物を見つけても、素手で触らない、触った場合は手洗いするなど、死んだ鳥などの野生動物との接し方について注意喚起をお願いします。</p> <p>○ 高病原性鳥インフルエンザ発生防止のため、引き続き、家きん飼養農場における飼養衛生管理の自己点検や消毒の徹底について、積極的な報道による注意喚起をお願いします。</p>																																					
他のクラブとの関係	同時配付	環境省																																				
担当(連絡先)	<p>・環境生活部自然環境局野生動物対策課野生鳥獣係(担当者:課長補佐 車田)</p> <p>TEL:011-231-4111(内線24-384)ダイヤルイン:011-204-5205</p> <p>公用スマホ:011-585-6102 内線24-582</p>																																					